

総会

配布：一般

2014年7月24日

原文：英語

人権理事会

第21特別会期

2014年7月23日

人権理事会により採択された決議

S-21/1

東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域における国際法の尊重を確保すること

人権理事会は、

国際連合憲章の目的および原則並びに世界人権宣言に基づき、

2006年3月15日の総会決議60/251および2007年6月18日の人権理事会決議5/1並びに5/2を想起し、

パレスチナ人の自決権および憲章に正式に述べられているように、武力使用による土地の獲得は承認しがたいことを再確認し、

東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域に対する、国際人権法および国際人道法、とりわけ1949年8月12日の、戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約¹の適用可能性を確認し、

ジュネーブ第四条約¹の全ての締約国は、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域に関して当該条約から生じる義務を尊重しまた尊重を確保する義務の下にあることを再確認し、そして

¹ 国際連合、条約集、第75巻、No.973.

刑罰、締約国の重大な違反および責任に関する第 146、147 並びに 148 条の下でのその義務を再確認し、

2009 年のガザ紛争に関する国際連合事実調査団の報告書²に含まれた勧告の実施がないことを深刻に懸念し、そして国際法違反に対する説明責任がないことは、違反の再発をもたらした国際の平和の維持をひどく危険にしている、刑事責任の免除の文化を強化していることを確信し、

2014 年 7 月 9 日が、占領下のパレスチナ領域における壁建設の法的効果に関する国際司法裁判所による勧告的意見の採択の 10 周年を示したことおよびその履行に関して何の進展もないことに留意し、またこれに関連して国際人道法および国際人権法を尊重しまた尊重を確保する緊急の必要性を再確認し、

正義および法の支配の尊重は、平和に対する欠くことのできない基礎であることを深く確信し、また国際法違反に対する支配的な長期のまた組織的な刑事責任の免除は、国際犯罪に対する説明責任を含む、行動の正当な理由となる占領下のパレスチナ領域における正義の危機を作り出していることを強調し、

イスラエルが組織的に、占領軍および入植者によるパレスチナ人に対して実行された暴力や犯罪についての、国際法により要求されたような、公平な、独立した、迅速なまた効果的な方法の真の調査を実行せず、また東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域におけるイスラエルの軍事行動についての法的な責任を確立しないことに留意し、

東エルサレムを含む、西岸における、またガザ地区におけるイスラエルの占領の下にあるパレスチナの一般住民の福祉と安全を確保する占領権力としてのイスラエルの義務を強調し、そしてこれに関連してイスラエルの意図的なその義務の放棄と拒絶に留意し、

文民および他の保護された人物を意図的に標的にすることおよび武力紛争の状況における適用可能な国際人道法並びに国際人権法の組織的な、紛れもない且つ広範に行われている違反を犯すことは、深刻な違反と国際の平和および安全に対する脅威を構成することに留意し、

² A/HRC/12/48.

2014年6月13日以降の、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域における大規模なイスラエルの軍事作戦、それはつい最近の占領下のガザ地区へのイスラエル軍の激しい攻撃、最近の一連のイスラエルによる軍事侵略を通じたものを含む、過剰なまた無差別な攻撃に従事しそしてパレスチナの一般住民の人権の深刻な侵害に終わったもの、および大規模な閉鎖、占領下の西岸における文民の大規模な逮捕と殺害の活動を憂慮し、

とりわけパレスチナ文民の数万の強制移送を含む、ガザ地区における重大な人権状況、ほぼ100万人に影響している適切な水や衛生サービスのアクセスにおける危機、および住民の80パーセントが1日にわずか4時間だけ電気を受け取っている結果に終わっている電力インフラストラクチャーに対する甚だしい損害に深刻な懸念を表明し、そして彼らや他の犠牲者に緊急人道援助を提供する重要性を強調し、

1967年以前の国境に基づく二国家解決および永続的な平和を達成するために非常に重要な、パレスチナの和解に向けた重要な段階として2014年7月2日のパレスチナ国民コンセンサス政府の設立を歓迎し、そして占領下のガザ地区の状況は、西岸から地理的、政治的および経済的に分離されたままである限り維持できないことを強調し、

1. 国際法および関連する国際連合諸決議に従って、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域の長期にわたるイスラエルの占領を終わらせないイスラエル（占領権力）を強く非難する。

2. 2014年6月13日以降に占領下のパレスチナ領域において実行されたイスラエルの軍事作戦、特に文民地区の空爆、文民を標的とすることおよび国際法に反する連帯罰での一般人の財産を含む、過剰なまた無差別な攻撃に従事した、空、陸そして海による占領下のガザ地区への最近のイスラエル軍の激しい攻撃、並びにその大部分は文民でまたその170人以上は子どもの、パレスチナ人650以上の殺害、4,000人以上の負傷者そして家屋、重要な社会資本および公的財産の過度の破壊という結果を直接もたらしている、国際犯罪に相当する可能性のある、医療要員や人道要員を標的とすることを含む、他の行動から生じた広範に行われている、組織的なまた大規模な国際人権と基本的自由の侵害を最も強い文言で非難する。

3. ロケット攻撃の結果としての二人のイスラエル文民の殺害を含む、発生地を問わず文民に対するあらゆる暴力を非難し、そして関係する全ての当事者に対し、国際人道法および国際人権法の下での自らの義務を尊重することを促す。

4. 東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域全土でのイスラエル軍の激しい攻撃の即時の停止、およびイスラエル文民を含む、全ての文民に対する攻撃の終わりを求める。

5. アラブ連盟により支持された、エジプトの自発的活動を歓迎し、そして全ての地域のまた国際的な関係者に対し、包括的な停戦を確保する目的でこの自発的活動を支援することを求める。

6. イスラエル（占領権力）が、直ちにまた完全に占領下のガザ地区の違法な閉鎖、それはそれ自体でパレスチナの一般住民の連帯罰に相当するものを、国際人道法の下でのその義務に従った、ガザ地区へのまたガザ地区からの、人道援助、商品および人物の出入りのために直ぐの、持続的なまた無条件の検問所の開通を含んで、終わらせることを要求する。

7. 国際連合の加盟国、国際金融機関および政府間や非政府組織、並びに地域的や地域間機構を含む、国際社会に対し、ガザ地区のパレスチナ人に対して必要な人道援助およびサービスを、2014年7月17日に近東において国際連合パレスチナ難民救済事業機関により始められた緊急アピールを支援することによるものを含んで、緊急に提供することを求める。

8. 東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域に違法に移転された極端なイスラエル人入植者による子どもを含むパレスチナ文民およびその財産に対する、暴力、破壊、いやがらせ、挑発的行為および扇動の出来事の数が増えていることに深刻な懸念を表明し、そして憎悪犯罪の結果として生じた犯行を最も強い文言で非難する。

9. とりわけ2014年6月13日以降の1,000人以上のパレスチナ人のイスラエルによる逮捕後の、イスラエルの監獄および収容所におけるパレスチナ人囚人および収容者の状態に深い懸念を表明し、そしてイスラエル（占領権力）に対し、その勾留が国際法に従っていない、全ての子どもおよびパレスチナ立法評議会の全ての構成員を含む、全てのパレスチナ人囚人を直ちに解放することを求める。

10. 全ての文民の保護を確保することの重要性を強調し、国際法により要求されている占領下のパレスチナの一般住民を保護することにイスラエルが失敗し続けていることを強調し、そしてこの文脈において国際連合憲章、国際人道法および国際人権法の関連する条項に従って、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域におけるパレスチナ人に対する直ぐの国際的保護を求める。

11. 1999年7月15日に締約国会議により採択された声明および2001年12月5日に同会議により採択された宣言を念頭に置きつつ、ジュネーブ第四条約¹の寄託国としてのその能力において、スイス政府が、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域において同条約を執行するための、またジュネーブ四条約³の共通第1条に従ってその尊重を確保するための措置について、同条約の締約国の会議を直ちに再招集することを勧告する。

12. 全ての関連する特別手続職務権限保有者に対し、その各々の職務権限に従って、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域におけるあらゆる人権侵害についての情報を緊急に求めそして収集し、そして人権理事会へのその年次報告書に自らの所見を含めることを要請する。

13. 国際人道法および国際人権法の違反また行われた犯罪の事実と事情を確定するためまたその責任を特定するため、2014年6月13日以降、その前、期間中またはその後にかかわらず、実施された軍事作戦の文脈において、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域、とりわけ占領下のガザ地区における国際人道法および国際人権法のあらゆる違反を調査するため、全ての刑事責任の免除を避けまた終わらせそして責任を有する者が責任を問われることを確保することを目指して、とりわけ責任に関する措置についてまたあらゆるさらなる激しい攻撃に対して文民を守る方法と手段について勧告をするため、そして理事会の第28会期に報告するため、人権理事会の議長により任命されることになる、独立した、国際的な調査委員会を派遣することを決定する。

14. 適切な場合には、調査委員会の任務を実行するため調査委員会と他の関連する国際連合機関の協力を要請し、そしてこれに関連して調査委員会および特別手続職務権限保有者の任務を迅速且つ効率的に遂行することを彼らに可能にするため要求されるあらゆる行政的、技術的および兵站的援助の提供を含む、事務総長および国際連合人権高等弁務官の援助を要請する。

³ 国際連合、条約集、第75巻、Nos.970-973.

15. 高等弁務官に対し、人権理事会の第 27 会期に、東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域における国際人道法および人権の重大な侵害に対する責任を確保することに関して講じられた措置についてを含む、本決議の履行について報告することを要請する。

16. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第2回会合

2014年7月23日

[29 対 1、棄権 17 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルジェリア、アルゼンチン、ブラジル、チリ、中国、コンゴ、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、エチオピア、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニヤ、クウェート、モルディブ、メキシコ、モロッコ、ナミビア、パキスタン、ペルー、フィリピン、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）、ベトナム

反対：

アメリカ合衆国

棄権：

オーストリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、チェコ共和国、エストニア、フランス、ガボン、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、モンテネグロ、大韓民国、ルーマニア、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国]